



2016年2月4日

各位

会社名 日本たばこ産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 小泉 光臣
(コード番号 2914 東証 第一部)
問合せ先 I R 広報部 (TEL 03-3582-3111 (代表))

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2016年3月23日開催予定の当社第31回定時株主総会に「定款の一部変更」の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 最適な業務執行体制の構築を可能とするため、取締役だけでなく、取締役以外の執行役員からも社長及び副社長を選定できるように所要の変更を行うものです(変更案第23条)。これに伴い、株主総会の招集及び議長並びに取締役会の招集及び議長を定めていた規定に所要の変更を行うものです(変更案第15条、第16条、第24条)。
- (2) 当社では、2001年から執行役員制度を導入しておりますが、上記の変更に伴い、執行役員の選任方法及び役割等を明確にする旨の規定を新設し、当該条文を含む章の名称について変更するものです(変更案第27条)。
- (3) 2015年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が施行され、社外取締役及び社外監査役に加えて、新たに社外取締役以外の業務を執行しない取締役及び社外監査役以外の監査役との間においても責任限定契約を締結することが認められたことから、当該取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することができ、かつ、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、所要の変更を行うものです(変更案第26条、第32条)。なお、取締役の責任免除の規定(変更案第26条)の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (4) 執行役員に関する規定(変更案第27条)の新設に伴い、必要な条数の変更を行うものです。

2. 変更の内容

別紙のとおりです。

3. 日程

本定款変更については、2016年3月23日開催予定の当社第31回定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認可決され、日本たばこ産業株式会社法に定める財務大臣の認可を受けた後、効力が発生します。

現行定款・変更定款対照表

※ 下線部分が変更箇所

現行定款	変更案
<p>(招集及び招集地)</p> <p>第15条 本会社の定時株主総会は、毎年3月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、<u>社長</u>が招集する。</p> <p>2 <u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第16条 株主総会の議長は、<u>社長</u>がこれに当たる。</p> <p>2 <u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>(招集及び招集地)</p> <p>第15条 本会社の定時株主総会は、毎年3月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、<u>あらかじめ取締役会の定めた取締役</u>が招集する。</p> <p>2 <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第16条 株主総会の議長は、<u>あらかじめ取締役会の定めた取締役</u>がこれに当たる。</p> <p>2 <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会等</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 本会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から社長1名、必要に応じて、<u>会長1名及び副社長</u>若干名を選定する。</p> <p>2 <u>社長は、会社を代表する。</u></p> <p>3 <u>社長のほか、取締役会の決議によって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>4～5 (条文省略)</p> <p>6 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がその職務を行う。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役等)</p> <p>第23条 本会社は、取締役会の決議によって、<u>取締役及び執行役員</u>の中から社長1名、必要に応じて、副社長若干名を選定する。</p> <p>2 <u>本会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から、必要に応じて、会長1名を選定する。</u></p> <p>3 取締役会の決議によって、会社を代表する取締役若干名を選定する。</p> <p>4～5 (現行どおり)</p> <p>6 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の<u>取締役又は執行役員</u>がその職務を行う。</p>
<p>(取締役会)</p> <p>第24条 取締役会は、<u>社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2 会長を選定した場合には、前項の規定にかかわらず、取締役会は、会長が招集し、その議長となる。会長に事故があるときは、<u>社長</u>がこれに当たる。</p> <p>3～5 (条文省略)</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第24条 取締役会は、<u>あらかじめ取締役会の定めた取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2 会長を選定した場合には、前項の規定にかかわらず、取締役会は、会長が招集し、その議長となる。会長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>3～5 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、その会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結す</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、その会社法第423条第1項の責任を法令が規定</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="209 235 384 264">ることができる。</p> <p data-bbox="448 309 517 338">(新設)</p> <p data-bbox="186 497 536 526">第27条～第30条 (条文省略)</p> <p data-bbox="201 571 414 600">(監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="186 607 536 636">第31条 (条文省略)</p> <p data-bbox="193 645 778 786">2 本社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、その会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p data-bbox="186 831 536 860">第32条～第34条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="831 235 1374 264">する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="820 309 948 338"><u>(執行役員)</u></p> <p data-bbox="807 347 1401 450">第27条 本社は、取締役会の決議によって、<u>執行役員を選任し、その担務を定め、会社の業務を執行させることができる。</u></p> <p data-bbox="807 497 1179 526">第28条～第31条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="820 571 1034 600">(監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="807 607 1179 636">第32条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="813 645 1401 786">2 本社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、その会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p data-bbox="807 831 1179 860">第33条～第35条 (現行どおり)</p>

以上